

# 家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定に関する 第1回検討会 開催結果

1 日 時 令和6年7月26日（金） 午後2時～4時

2 場 所 京都府福利厚生センター3階 第4・5会議室

3 出席者 委員（別紙委員出席者名簿のとおり）  
京都府関係者（別紙関係課出席者名簿のとおり）

## 4 議 事

- (1) 社会的養護の現状について【資料2、3】
- (2) 「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の改定について【資料4、5】
- (3) その他（今後のスケジュールについて）【資料6】

## 5 意見の概要

### 計画改定の進め方について

- アンケート調査だけではなく、施設等へのヒアリングも実施してほしい。また、障害児施設や児童家庭支援センターなど、委員のない機関からも直接声を聞く機会をつくってもらいたい。

### 社会的養護について

- こどもは親と切り離されない権利があるということが大前提だが、虐待等でどうしても親子を分離せざるを得ない場合がある。一旦施設入所や里親委託となっても、その理由が解消されればまた元の地域での生活に戻ることになるが、家庭に戻って再度虐待の被害をうけることのないよう、地域での支援が必要
- 施設と里親のそれぞれに、良い点と課題とがある。単に里親委託率の数字だけでなく、施設と里親がどのように協力してこどもを支えていけるかということを考えていきたい。
- 里親支援センターの設置について、前向きに検討いただきたい。
- 高校卒業後の進学先は都市部にある場合が多いため、都市部から離れた位置にある施設を出て進学するこどもは、進学と同時に居住地も移す必要があり、多くのお金がかかる。奨学金制度等もあるが、措置された施設の場所によって、将来の選択肢に差がでることのないような支援を望む。

### 障害（または何らかの発達上の課題）のあるこどもやその親への対応について

- 身体的障害・発達障害など、障害は様々であり、近年、障害者手帳を所持していなくても手のかかるこどもが増加していることから、子育てや養育の難しさにつながっている。また、親に発達障害や精神障害があるケースも見受けられる。
- 支援をする場合は、障害（または何らかの発達上の課題）についての知識とスキルをもって対応することが必要。また、支援者が専門家に相談できるサポート体制も必要
- 進路選択や18歳以降の自立においても、障害者手帳の有無によって選択の可能性が変わる場合があり、現在の状態だけでなく、数年先を見据えた支援が必要

### 虐待予防について

- 支援が必要な親に対して、妊娠中からの支援及び連携を行うことが必要であり、虐待を予防するという視点からも、妊娠中から状況を把握し、出産後まで支援が途切れることのないよう、市町村の母子保健部署と児童福祉部署とが一体化した「こども家庭センター」の体制整備が進んでいる。

- 家庭に居場所がない青少年が若年で妊娠し、出産後0日でこどもが虐待死に至ってしまうケースがある。次世代に問題をひきずらないためにも、幼少期からの支援に加え、難しい思春期における支援もしっかり行っていくことが大切

#### 権利擁護について

- 社会的養育の経験者として、こどもの時に意見を聞いてもらったという感覚があるかどうかは、支援を受けたこどもの年齢や状況によるところも大きい。
- こどもは、発達段階や育ってきた環境によって、自分の意見を言うことができる場合と、意見を言うこと自体を抑えられている場合と様々である。一人一人の見立てを丁寧にしながら、こどもの意見を聞き取ることが大切であり、また、こどもが自身の権利について認識し、意見を表明する力を育てていくことが、教育現場において求められている。
- 児童養護施設においても、こどもの権利を守る仕組みをこどもと一緒に作っていく必要があると感じている。また、民法改正により18歳成人となったことで、施設にしながら成人を迎えるこどもがでてきた。施設退所後のこどもと施設との関係性も変化してきている。

#### 府県を越えた連携について

- 南北に長い京都府においては、京都府内のみならず、近隣府県との関係性が深い地域もある。京都市との連携はもちろん、府県を越えた広域的な施策や、近隣府県と連携した支援体制があると良い。